明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働七一）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
公調委平成三十一年（フ）第一号岡山市北区御津矢原地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件の裁定（公害等調整委員会公示五）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録抹消関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第七十一号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第十五条、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第五十一条、未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第三十五条、引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）第二十四条、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第十三条及び戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二十九条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信